

トラブル…でもその前に

隣家との境界トラブルは、その多くが境界権の不整備によるものです。せつから今までお隣さんと仲良しの関係だつたものが、いつたんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。

トラブル…万一起きてしまったら裁判によらないで
遠慮なく「さっぽろ境界問題解決センター」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談のご対応を公正、迅速、円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。

土地家屋調査士

私たち土地家屋調査士は皆様の身近で皆様の大切な財産を守るお手伝いをしています。

土地に関する業務

■1筆の土地を数筆に分けたいとき
分割して売買するようなとき、調査・測量して1筆の土地を2筆又は数筆に分割する「分筆登記」の申請を行います。

■山林等を造成して宅地に変更したとき
山林や畑等であつた所に家を建て宅地に変更したとき、つまり、土地の用途を変更したときは1ヶ月以内に「地目変更登記」の申請をしなければなりません。

■登記簿の面積と実測の面積が違うとき
登記簿に記載されている面積(公簿面積)と実際に測量してもらった面積(実測面積)が違っている場合に「地積更正登記」の申請をします。

■境界標がなくなつて不明なとき
このことは、登記には直接関係がありませんが、境界標が失してしまった場合は、又ははじめからない場合は、図面に基づいて復元するか、人証、物証、書証等により調査し隣接者の立会いを求めて設置します。

建物に関する業務

■建物を新築・増築したとき
新築・増築した建物は、1ヶ月以内に登記簿に記載しなければなりません。土地家屋調査士が、調査・測量して正確な情報を登記に反映させます。

■建物を取り壊したとき
取り壊した建物は、1ヶ月以内に登記簿から抹消しなければなりません。「建物滅失登記」の申請を行います。

さっぽろ境界問題解決センター

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話下さい。

TEL 011-281-8711

受付日：毎月第2、第4水曜日

(祝祭日の時は翌日)

時間／13:00～16:00

解決のお手伝いをします



「さっぽろ境界問題解決センター」は専門家による民間型の裁判外境界紛争解決機関です。土地家屋調査士と弁護士が、紛争当事者の間に立ち、専門家の立場から問題の調査、整理をしてお互いに納得のいく方法での解決を目指します。

■ 答辯特定制度 ■

法務局が土地の境界(筆界)の位置を特定する制度です。

札幌土地家屋調査士会

〒064-0804
札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8F
TEL 011-271-4593 (調査士会)
URL <http://www.saccho.com>



さっぽろ境界問題解決センター

さっぽろ境界問題解決センター
札幌 地域調査士会
協力・札幌弁護士会